

「貸金業制度等の改革に関する基本的考え方」の検討状況について

○ 参入規制

① 財産的基礎要件

- ・ 1,000 万円～5,000 万円の間で合理的な水準を検討(現在は、個人 300 万円、法人 500 万円)

(注)登録業者が直近の登録更新時に提出した純資産額を基に単純推計した結果、基準を満たす業者数は以下のとおり(18 年 3 月末時点の業者数は 14,236)。

基準額	基準を満たす業者数(推計)		他業の例
	法人	個人	
1,000 万円	4,500 程度	2,900 程度	商品投資販売業者(現物業者)
2,000 万円	3,500 程度	1,900 程度	割賦販売業者
3,000 万円	3,200 程度	1,400 程度	—
4,000 万円	3,000 程度	1,000 程度	—
5,000 万円	2,800 程度	900 程度	証券会社

② 貸金業務取扱主任者

(現在は、選任されてから 6 ヶ月以内に研修を受ければよく、資格試験はない)

- ・ 資格試験に合格した者のみを主任者として登録。
- ・ 営業所及び事務所毎に登録主任者を選任することを貸金業の登録要件化。
- ・ 3 年毎の登録更新に際しては、現行どおり講習を義務づけ。
(貸金業協会が、試験、登録、講習を実施)

○ 貸金業協会の自主規制機能強化

- ・ 貸金業協会を貸金業規制法に基づきいわゆる認可法人とし、都道府県毎に支部を設置。
- ・ 非加盟貸金業者に対しては、当局が協会の自主規制を考慮して直接監督を行う旨の規定を置き、貸金業協会への加盟を事実上義務づけ。
- ・ 証券業協会を参考に、貸金業協会の自主規制機能を強化する一方、当局の協会に対する監督権限を強化。
- ・ 協会は、広告や過剰貸付け等について自主規制を策定し、借り手に対するカウンセリング等を実施。

○ 広告・勧誘規制の強化

- ・ 広告における適切なカウンセリング機関と警告文言の表示について規制を行う方向で検討。
- ・ テレビCMを含む広告の内容、方法、頻度及び勧誘に関する規制を、行政と自主規制の役割分担を考慮しつつ、強化する方向で検討。
- ・ 電話や訪問等による執拗な貸付けの勧誘が過剰な借入れを招いているとの指摘を踏まえ、執拗な勧誘を規制する方向で検討。
- ・ 顧客の知識や経験を踏まえない勧誘を規制する方向で検討。

○ 取立規制の強化

- ・ 夜間の取立てを禁止すれば日中の執拗な取立てが行われる等、法の隙間をぬった行為が行われていることから、禁止行為の類型を追加する方向で検討。

○ 公正証書作成委任状にかかる規制強化

- ・ 貸金業者に対し、委任状を取得する際に、債務不履行の場合には、訴訟の提起によらずに、公正証書により直ちに強制執行に服すること等について、書面を交付して説明することを義務づけ。

○ 説明義務の強化等

- ・ 借り手に対して、契約内容を説明する書面を事前に交付することを義務づけるとともに、事前書面の記載事項の1つとして、「トータルの元利負担額」を規定し、説明義務を強化。
- ・ 現在、銀行ATMでは法定記載事項を全て満たした書面を交付することが困難であるが、グレーゾーン金利の撤廃により、みなし弁済制度が廃止されることを踏まえ、借り手の保護に留意しつつ、記載事項の簡素化や書面交付のあり方について検討。

○ 監督手法の強化

- ・ 借り手等の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、当局が業務改善命令を発することができることを規定。
- ・ 全ての登録業者に事業報告書の提出を義務づけ、違反に対しては、業務停止等を規定。

(注)現在、事業報告書は、貸出残高 500 億円超の貸金業者のみに提出を義務づけ(行政処分の規定なし)。

○ 罰則の適正化

- ・ 無登録営業、無登録業者による広告・勧誘等について罰則を引上げ。

○ 信用情報機関

① 貸金業者が個人向け貸付けを行う場合、金融庁が一定の要件の下指定する信用情報機関の信用情報の利用を義務づけ。

- ・ 貸金業者が、新たに指定信用情報機関に加入する際、新規の貸付けについては、顧客から信用情報の指定信用情報機関への提供について同意を得ることとするが、既存貸付けについて全ての顧客から同意を得ることは技術的に困難。他方、既存貸付けにかかる信用情報が信用情報機関に提供されなければ、借り手の借入残高を把握できず、過剰貸付規制が形骸化することから、制度的な対応を行う方向で検討。

② 個人信用情報保護のための規制

- ・ 信用情報の利用を貸金業者に義務づけることから、信用情報機関の安全管理を確保するための措置を強化する方向で検討。
- ・ 信用情報を取り扱う貸金業者に対しても、不正利用を防止するための措置を強化する方向で検討。

○ カウンセリング体制の充実

- ・ カウンセリングを新たに設立される貸金業協会の法定業務として位置づけ。
- ・ カウンセリング体制を拡充するために、行政当局、貸金業界、司法関係者それぞれの役割について検討。

○ 過剰貸付規制の強化

① 返済能力の調査義務

- ・ 貸金業者に対し、資金需要者等の返済能力の調査を義務づけ。
- ・ 個人向け貸付けを行う場合には、指定信用情報機関の利用を義務づけ。
- ・ 貸金業者が、1社で一定額以上の貸付けを行う場合や、既存の借入残高と合わせて一定額を超えることとなる個人向け貸付けを行う場合、資金需要者等の年収等を明らかにする資料の徴求を義務づけ。

(注)現在、事務ガイドラインにおいて、無担保無保証で貸付金額50万円又は資金需要者の年収の10%相当額の貸付については簡易な審査を可能としている。

② 過剰貸付けの禁止

- ・ 貸金業者に対し、返済能力を超える貸付けを禁止。
- ・ 貸金業者は、既存の借入残高と合わせて、年収の一定割合を超えることとなる金額の個人向け貸付けを規制する方向で検討。

○ 支払額・返済期間の適正化

- ・ 事前書面及び契約時に交付する契約書面の記載事項の1つとして「トータルの元利負担額」を規定。
- ・ リボルビング契約の限度額変更時にも書面交付を義務づけるとともに、記載事項の1つとして「トータルの元利負担額」を規定。
- ・ リボルビング契約の毎月の最低支払額等についてのルール及びその設定のあり方について検討。

○ 上限金利の見直し

- ・ 出資法の上限金利を利息制限法の金利水準に引き下げる。
また、これに伴い、これまで利息制限法上限金利を超える金利でも出資法上限金利までは一定の要件の下に有効としてきた、貸金業法上の「みなし弁済」制度を廃止する。
- ・ 現行法上は、出資法上の上限金利は29.2%、利息制限法上の上限金利は20%、18%、15%の金額刻みがあるが、改正後の両法の金利水準については、
 - ① 民事刑事の上限金利が一致した方がわかりやすいこと
 - ② 特に刑事罰については構成要件の明確性が要求されること
 - ③ 「みなし弁済」を極めて厳格に解する最近の判例との関係
 - ④ 民事上無効となっても必ずしも直ちに刑事罰対象とする必要はないこと等を考慮して検討。
- ・ 利息制限法の金額刻みの基準額(10万円未満20%、100万円未満18%)については、法制定時(昭和29年)以来見直されていないが、この間の物価上昇を考慮して見直すことも検討。

○ 上限金利の特例措置

- ・ 今回の制度改正により貸金業者の上限金利が引き下げられることに伴い、貸金業者の利用者層への資金供給が縮小すると、利用者の利便性を害することを踏まえて、一定の場合には、従来どおり利息制限法を超える水準での借入れを認めるべきとの考え方について検討。

- ・ 特に、少額短期の借入れについては、返済負担が小さいこと、貸し手から見れば与信コストが相対的に高くなるので、一定の顧客は利息制限法の上限金利の範囲内での借入れを行うことが難しくなると考えられることを踏まえれば、上限金利の特例措置を置くべきとの考えについて検討。
また、事業者については、手形決済等の運転資金のために、短期・緊急の借入れニーズが想定されることから、個人向けとは異なる措置を置くべきとの考え方についても検討。
- ・ その際には、激変緩和的な性格のものであるとして、上限金利引下げ後一定期間に限った経過措置とするべきか、恒久的なニーズを認めて、恒久措置とするべきか、今回の制度改正の趣旨も踏まえて検討。
- ・ 特例措置を置く場合には、貸付金額、貸付期間、件数等については、少なくとも、借り手の返済負担が過大とならない範囲とすることを基本に検討。
- ・ また、特例措置を置く場合には、特例措置の要件の潜脱的な行為を防ぐための措置について検討。少なくとも、特例措置による貸付けを行う際には、借り手の他の借入れの状況が、信用情報機関を通じて確認できる仕組みを整備することが必要。

○ 金利の概念

- ・ 出資法上の金利と利息制限法上の金利の概念を整理する場合に、ATMを利用する際の手数料や保証料等の取扱いの明確化を検討。
- ・ 金銭の貸付けに伴い、借り手から保証業者に支払う保証料については、借り手の信用リスクを一部負うことの対価とも考えられるが、多額の保証料をとることで上限金利の潜脱に用いられているとの指摘もあることから、どのように整理するべきか検討。
- ・ 媒介手数料については、貸し手と借り手を媒介する行為の対価として認められているものであり、現行出資法上は元本の5%超が刑事罰対象となっているが、頻繁な借換えを利用した潜脱事例が見られることから、どのように整理するべきか検討。

○ 経過措置

- ・ 改正法公布の後、政省令制定を経て施行。ただし、罰則等については速やかに施行するほか、システム整備等の準備に時間を要するものについては一定期間

を経て施行。

- ・ 出資法上限金利の引下げについては、所要の準備期間の確保と激変緩和の観点を踏まえ、一定期間経過後施行。

○ セーフティネット

- ・ 低所得世帯に対するセーフティネットに関しては、緊急小口資金制度のさらなる周知を図るとともに、生活福祉資金貸付制度について、真に必要とする者に迅速に貸付けがなされるよう努めるほか、関係省庁が連携した取組みを行う。